

立地適正化計画の素案について

令和7年10月

改定の概要

1. 阿見町立地適正化計画の構成

序 章 立地適正化計画の概要

第Ⅰ章 阿見町の概要と市街地特性

第Ⅱ章 生活利便性評価

ポイント①

第Ⅲ章 阿見町の都市構造

ポイント②

第Ⅳ章 立地適正化計画策定にあたっての課題

第Ⅴ章 立地適正化計画策定の方向性

ポイント③

第Ⅵ章 誘導区域の設定

ポイント①

最新のデータ（令和7年6月）を用い、都市機能の人口カバー率や市街化区域の人口集積に関する状況を分析した。

ポイント②

令和6年5月に改訂された阿見町都市計画マスタートップランに基づき立地適正化計画における将来都市構造を検討した。

ポイント③

計画策定から5年経過時の評価、防災指針の追加等に伴う誘導区域の範囲について検討した。

ポイント④

第Ⅶ章 誘導に向けた施策

ポイント④

第Ⅷ章 防災指針

第Ⅸ章 評価指標と管理手法の設定

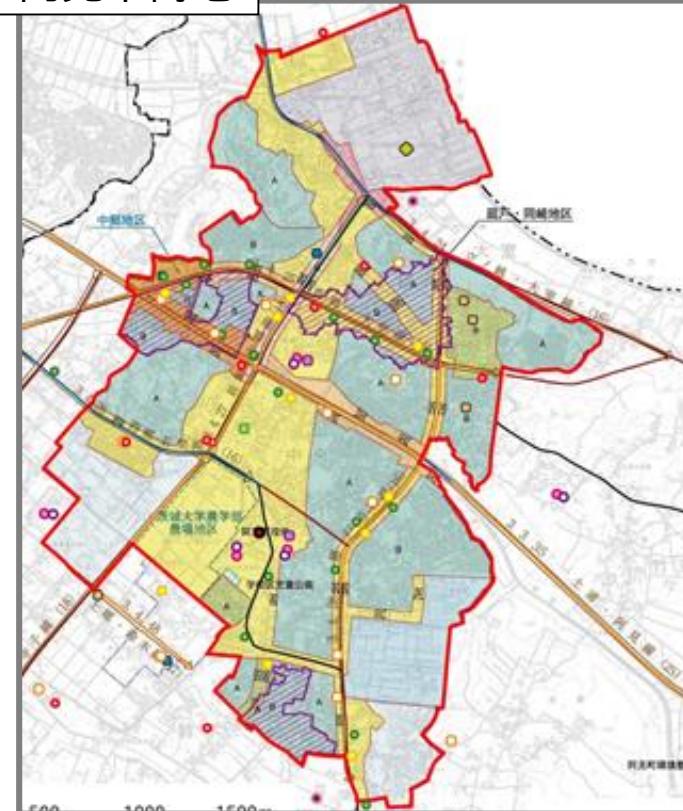
災害リスクを整理し、防災上の課題分析に基づき、防災まちづくりの方針や施策を示した。

第Ⅰ章 阿見町の概要と市街地特性

阿見町の市街地について

本町には産業系用途を除くと3つの市街地が存在する。

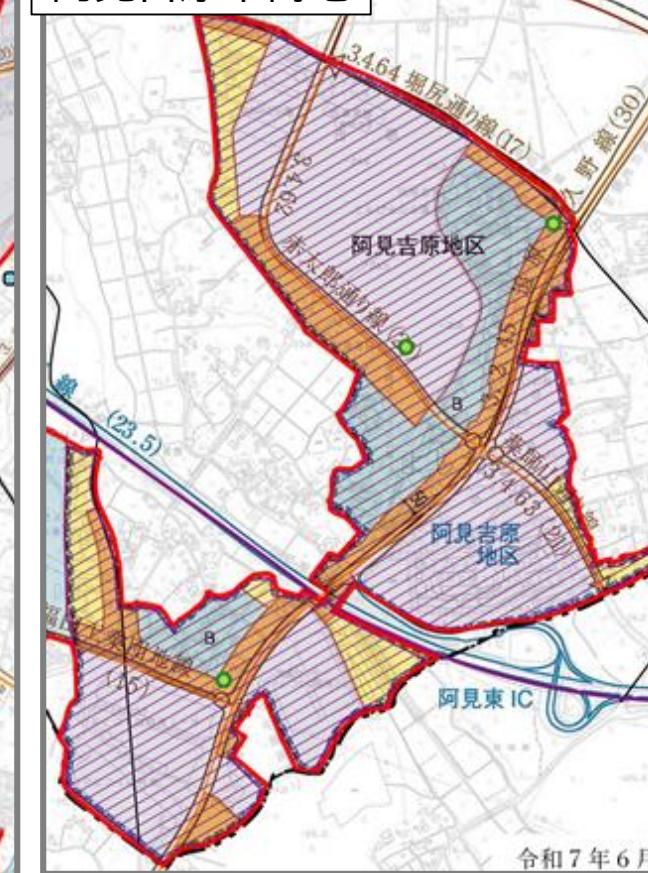
阿見市街地



荒川沖市街地



阿見吉原市街地

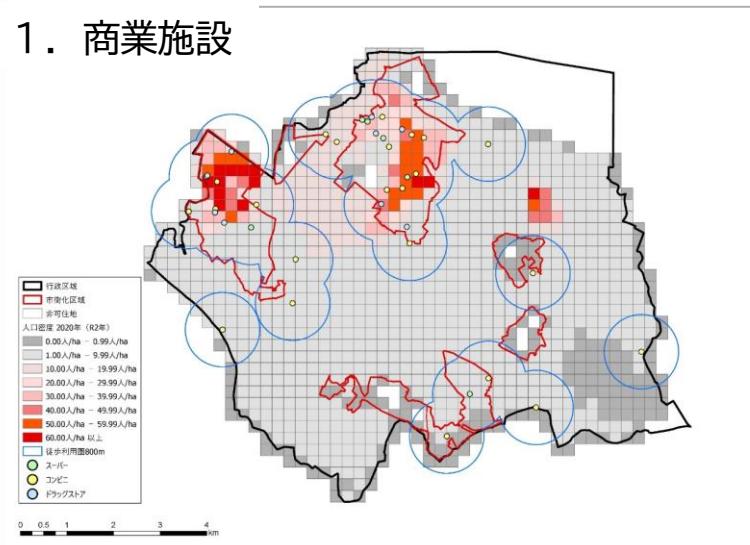


区域	□□□	行政区域
	■■■	市街化区域
道路	□□□	区画整理区域
	—	国道・県道
都市計画道路	—	高速道路
	—	未着手
行政	—	整備済
	—	整備中
教育・文化	—	暫定区間(暫定車線供用・計画幅員未達)
	●	庁舎・出張所
教育・文化	■	公民館・ふれあいセンター
	●	小学校・中学校および関連施設
福祉	●	体育館
	●	図書館・記念館
福祉	●	幼稚園
	●	大学
生活	●	保育所・子育てセンター
	■	児童福祉施設
生活	□	高齢者福祉施設
	■	医療施設
その他	■	町営住宅
	●	中間処理施設
その他	■	水道関連施設
	●	商業施設
その他	◆	自衛隊施設
	◆	

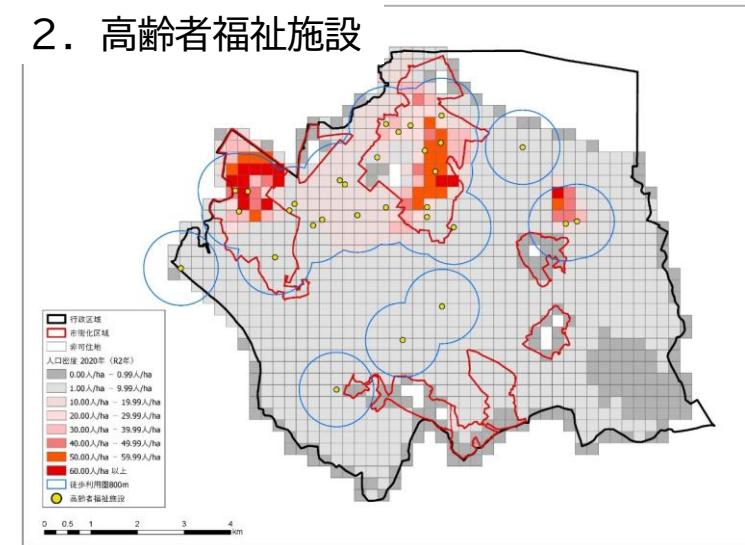
【ポイント①】 第Ⅱ章 生活利便性評価

II-1 都市機能の人口カバー率①

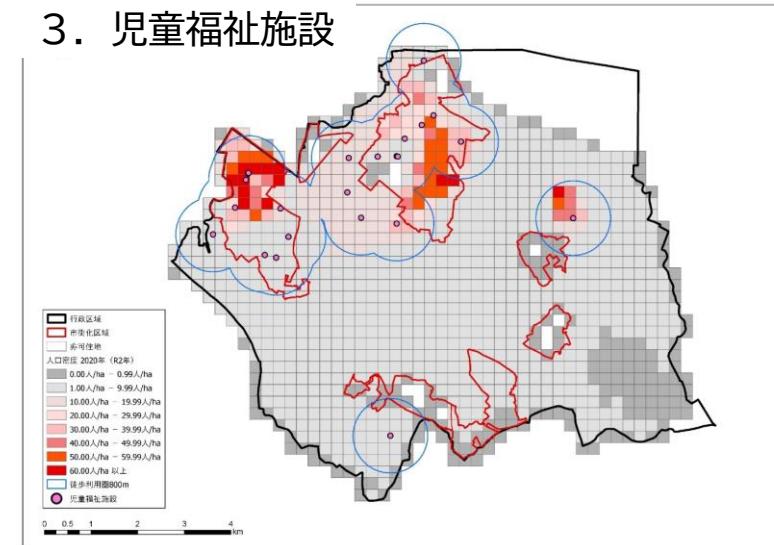
1. 商業施設



2. 高齢者福祉施設



3. 児童福祉施設



集計区域	利用圏人口(人)	カバー率	当初カバー率
全 体	34,061	70.2%	77.9%
市街化区域	阿見市街地	12,854	98.1%
	荒川沖市街地	10,630	98.1%
	阿見吉原市街地	412	95.8%

集計区域	利用圏人口(人)	カバー率	当初カバー率
全 体	36,439	75.1%	72.3%
市街化区域	阿見市街地	12,647	96.5%
	荒川沖市街地	9,503	87.7%
	阿見吉原市街地	0	0.0%

集計区域	利用圏人口(人)	カバー率	当初カバー率
全 体	33,863	69.7%	66.5%
市街化区域	阿見市街地	10,785	82.3%
	荒川沖市街地	10,638	98.1%
	阿見吉原市街地	0	0.0%

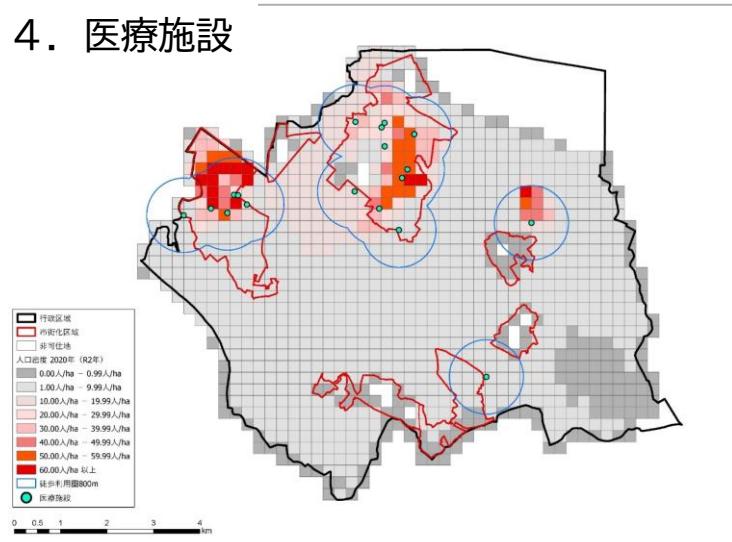
【歩行利用圏】

□商業施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、医療施設、庁舎は半径800m

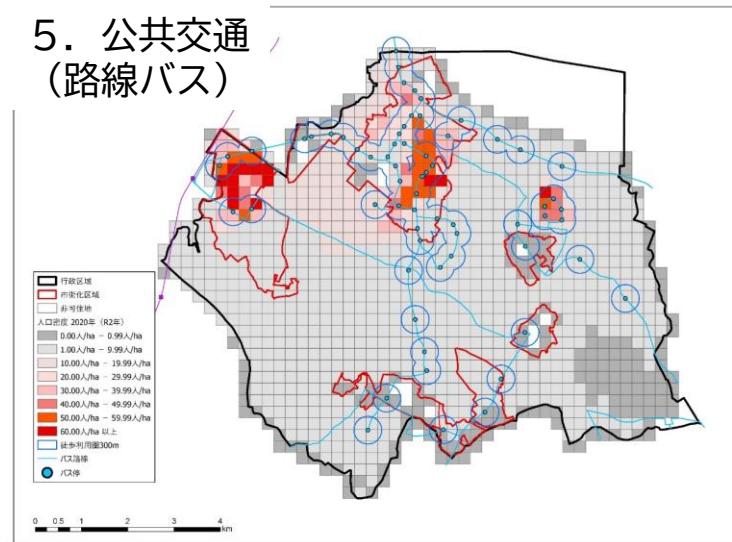
【ポイント①】 第Ⅱ章 生活利便性評価

II-1 都市機能の人口カバー率②

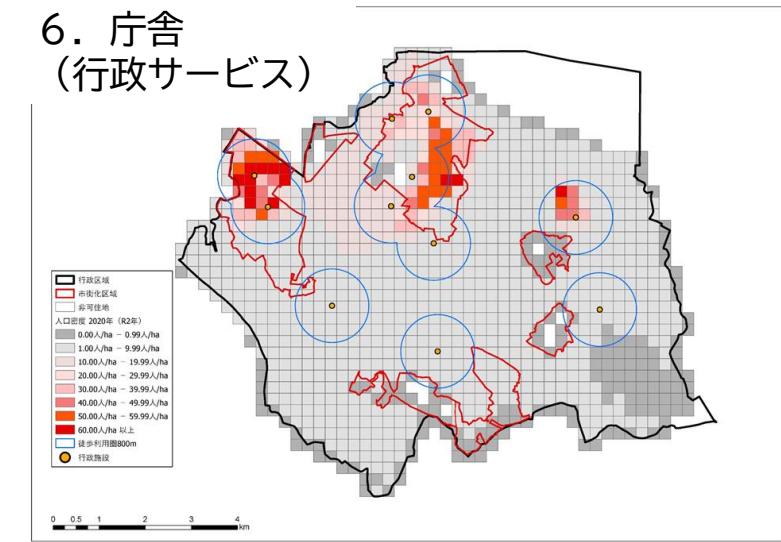
4. 医療施設



5. 公共交通
(路線バス)



6. 庁舎
(行政サービス)



集計区域	利用圏 人口 (人)	カバー 率	当初 カバー 率
全 体	29,605	61.0%	62.1%
市街化 区域	阿見市街地	12,562	95.9%
	荒川沖市街地	8,133	75.0%
	阿見吉原市街地	247	57.4%

集計区域	利用圏 人口 (人)	カバー 率	当初 カバー 率
全 体	20,186	41.6%	49.4%
市街化 区域	阿見市街地	9,997	76.3%
	荒川沖市街地	4,614	42.6%
	阿見吉原市街地	127	29.6%

集計区域	利用圏 人口 (人)	カバー 率	当初 カバー 率
全 体	28,664	59.0%	47.1%
市街化 区域	阿見市街地	10,280	78.4%
	荒川沖市街地	9,621	88.8%
	阿見吉原市街地	2	0.6%

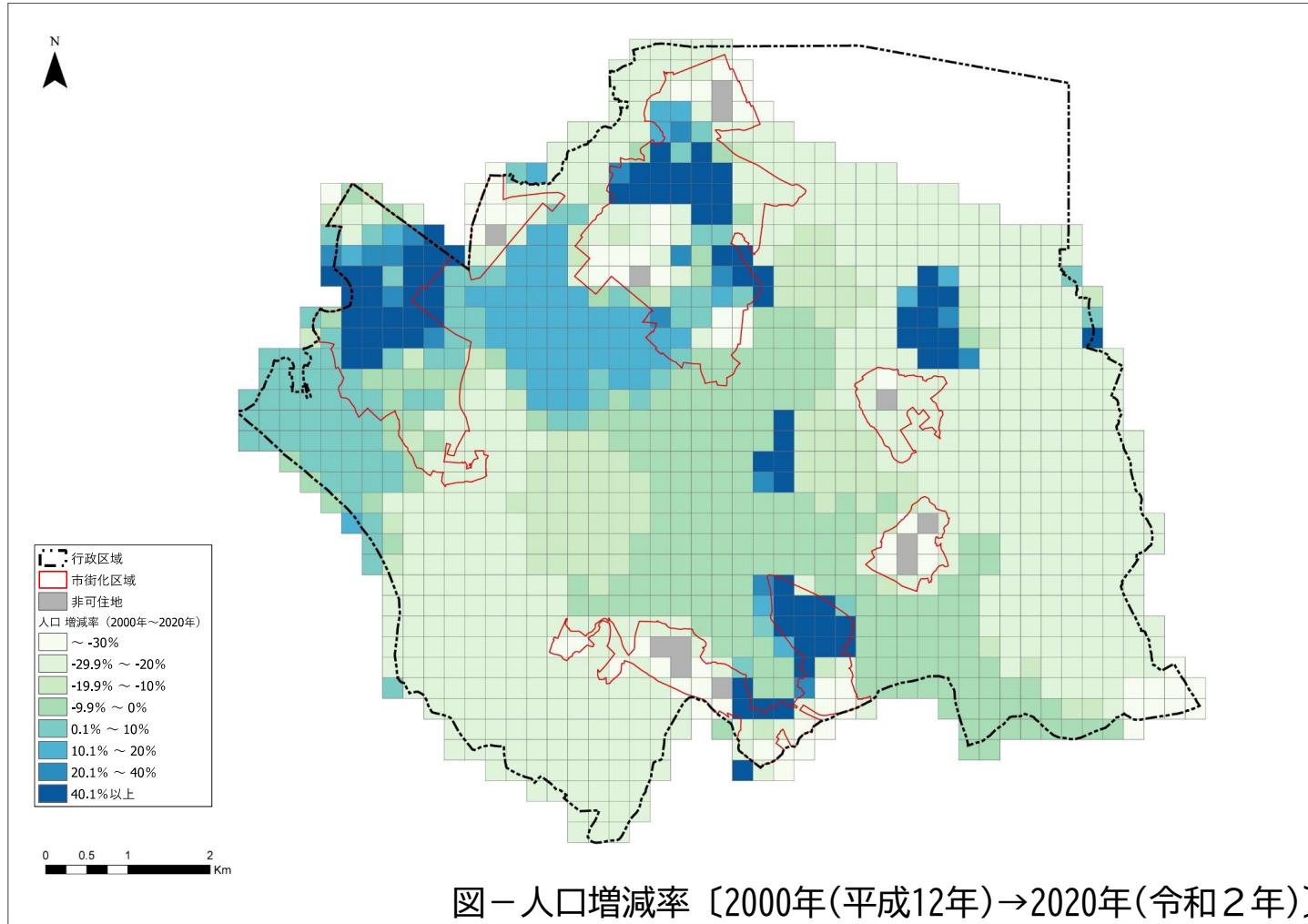
【歩行利用圏】

□商業施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、医療施設、庁舎は半径800m □路線バスはバス停から半径300m

【ポイント①】 第Ⅱ章 生活利便性評価

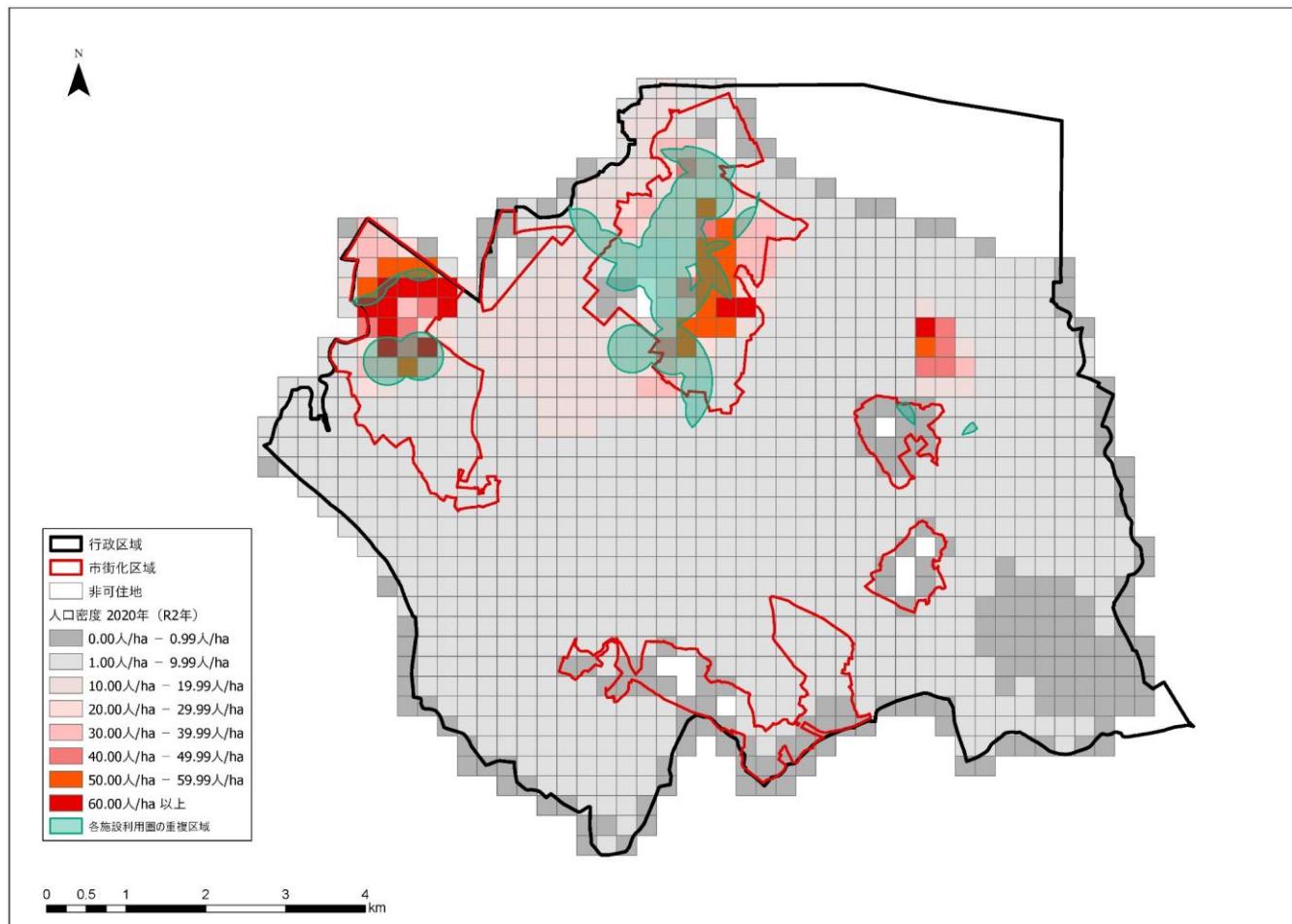
Ⅱ-2 市街化区域に関する評価

1. 人口集積の状況



【ポイント①】 第Ⅱ章 生活利便性評価

2. 全ての生活利便性が確保されている区域



	面積 (ha)	対市街化区域 (%)	利用圏人口 (人)	カバー率 (%)	当初カバー率 (%)
市街化区域 ※工業系除く	301.2	27.5	9,122	18.8	32.6
阿見市街地	240.7	43.7	6,245	47.7	59.1
荒川沖市街地	60.5	15.8	2,877	26.5	22.9
阿見吉原市街地	0.0	0.0	0	0.0	0.0

阿見市街地と荒川沖市街地で都市機能の集積が見られる一方で、阿見吉原市街地ではすべての生活利便性が確保された区域はみられない。

【ポイント②】 第Ⅲ章 阿見町の都市構造

Ⅲ-1 都市計画マスタープランの考え方

1. 都市計画マスタープラン改訂（令和6年5月）の背景

平成28年3月改訂版の策定後

- ・首都圏中央連絡自動車道の整備効果による阿見吉原地区への企業立地
- ・インターチェンジ周辺における産業系土地利用の需要の増大
- ・荒川本郷地区での市街地開発の進捗

など急激な都市化が進展した

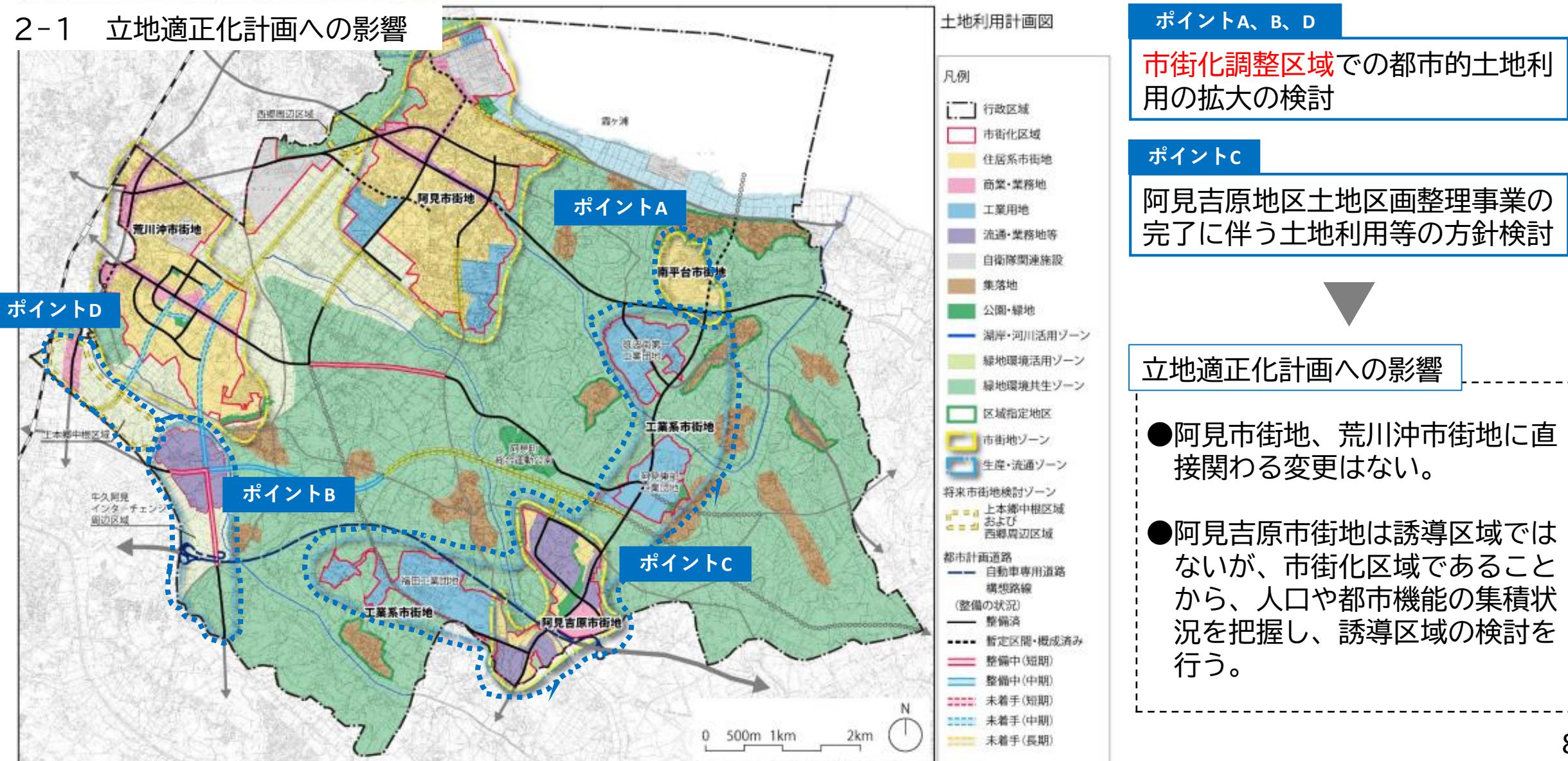


阿見町第7次総合計画やその他の関連計画との整合を図るとともに、本町を取り巻く状況を的確にとらえ、持続的なまちの発展に寄与すべく都市計画の継続性を維持しながら必要な箇所について見直しを行った。

【ポイント②】 第Ⅲ章 阿見町の都市構造

2. 都市計画マスタープラン改訂のポイント

2-1 立地適正化計画への影響



【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

VI-1 居住誘導区域の設定

1. 居住誘導区域の設定フロー

Step-1 居住誘導区域を設定する 市街地の抽出

- 現行計画の市街地
阿見市街地
荒川沖市街地

- 検討が必要な市街地
阿見吉原市街地

Step-2 居住誘導区域の設定

- ①2020年のDID（人口集中地区）を基本とします
- ②居住誘導区域「含めない区域」を設定します
 - 非住居系土地利用の区域
 - 一部の工業地域 □一団の産業系用地
 - 防衛用地 □住居系用途を制限している地区
 - 基盤整備水準が低い区域
 - 開発行為区域のうち、道路幅員、区画規模、供給処理施設水準の低い区域
 - 災害の危険性のある区域（ハザードエリア）
 - 土砂災害特別警戒区域 □土砂災害警戒区域
 - 洪水浸水想定区域 □大規模盛土造成地
 - 液状化
- ③居住誘導区域に「含める区域」を設定します
 - 地区計画等により、計画的宅地化を意図する区域
 - 推計将来人口との整合性検討

※土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は除外します。
その他のハザードエリアについては計画的な防災対策を前提に居住誘導区域に含めることとします。

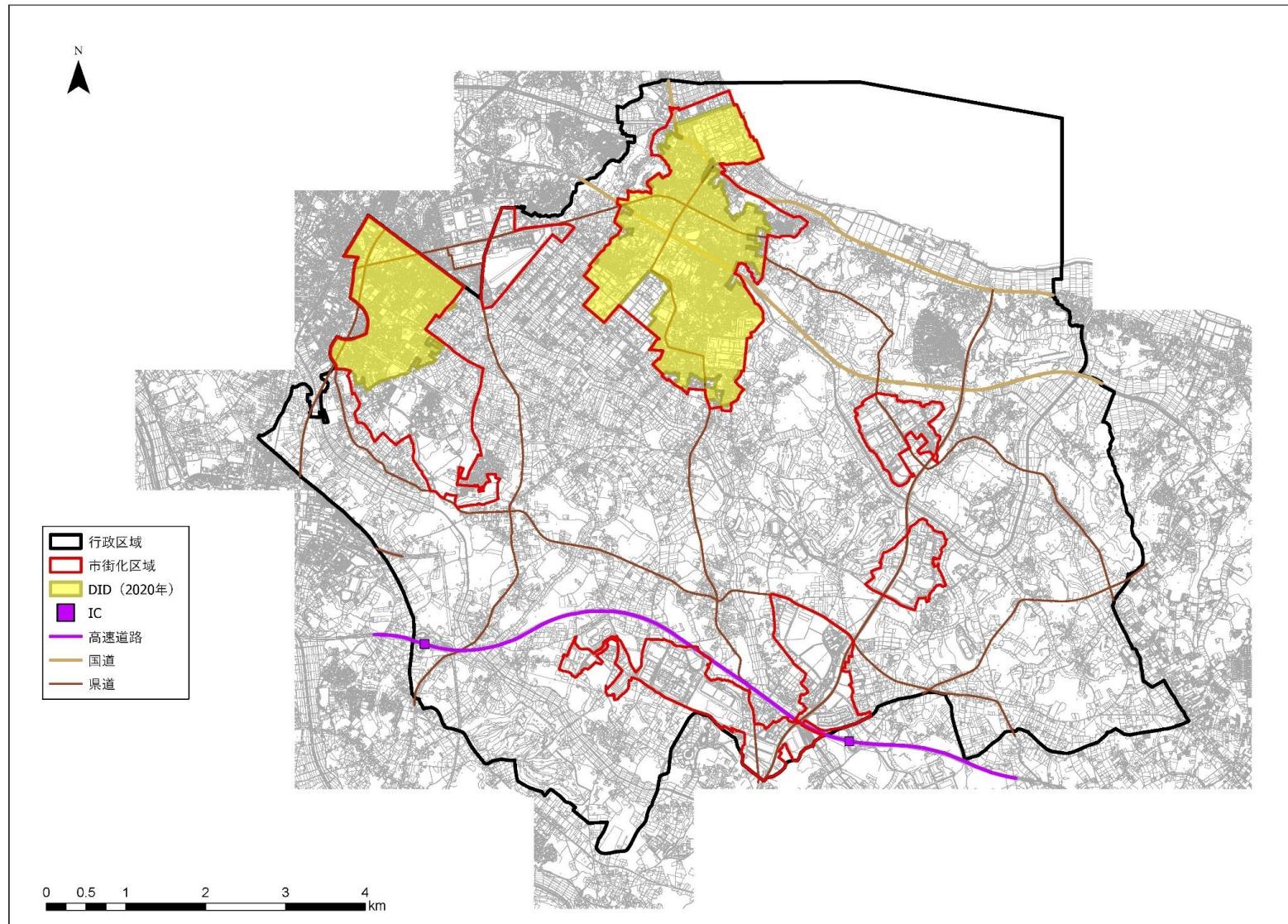
Step-3 居住誘導区域の精査

区域界の精査（区域の一体性
や連続性、地形・地物等）

【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

2. 阿見吉原地区の検討

Step-2① 2020年のDID（人口集中地区）



DID

- 阿見市街地及び荒川沖市街地で一部指定あり

- 阿見吉原市街地には指定なし



生活利便性

- 阿見市街地及び荒川沖市街地で都市機能の集積がみられる

- 阿見吉原市街地ではすべての生活利便性が確保された区域はみられない（スライドP6）

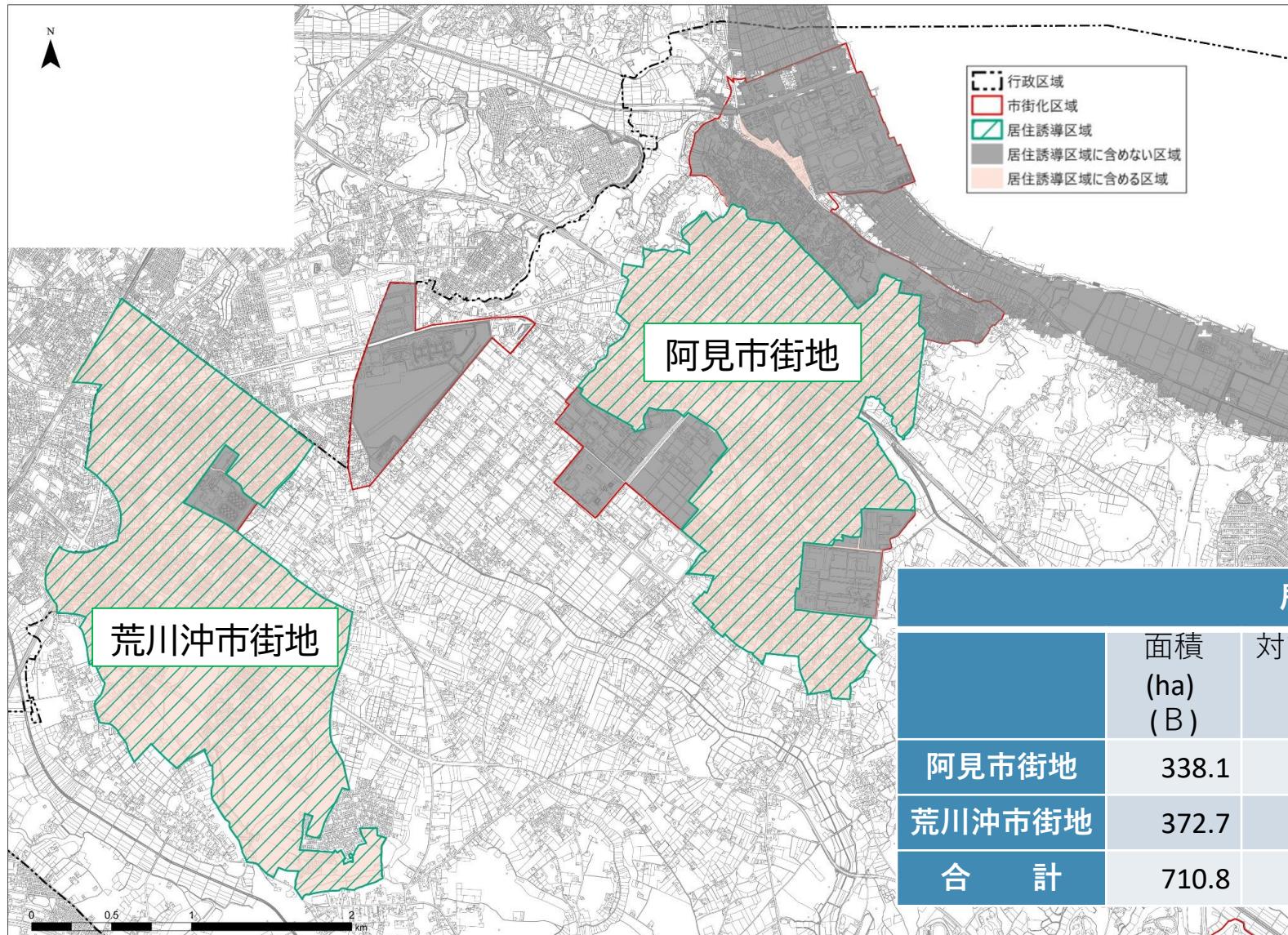


- 阿見市街地及び荒川沖市街地を居住誘導区域とする

- 阿見吉原市街地は居住誘導区域に含めない

【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

3. 居住誘導区域の設定



居住誘導区域は、
●阿見市街地
●荒川沖市街地
の2つの市街地（変更なし）とする。

	居住誘導区域				市街化区域 (A)
	面積 (ha) (B)	対市街化区域割合 (%) (C = B/A)	区域内 人口(人) (D)	密度 (人/ha) (E = D/B)	
阿見市街地	338.1	61.3	11,304	33.4	552
荒川沖市街地	372.7	97.1	11,793	31.6	384
合 計	710.8	75.9	23,097	32.5	936

【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

VI-2 都市機能誘導区域の設定

1. 都市機能誘導区域の設定

都市計画運用指針で示されている都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、①都市機能が一定程度充実している区域や、②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。

また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

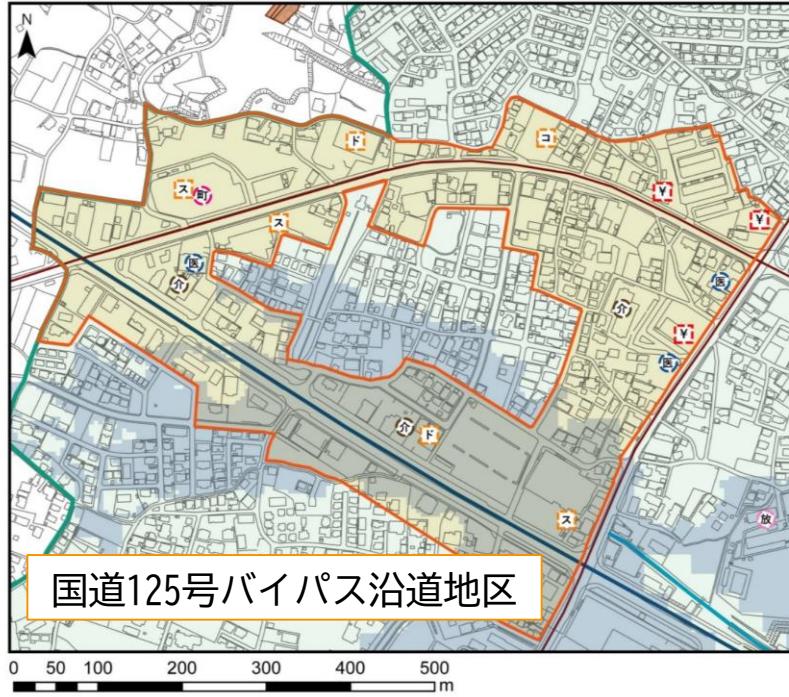
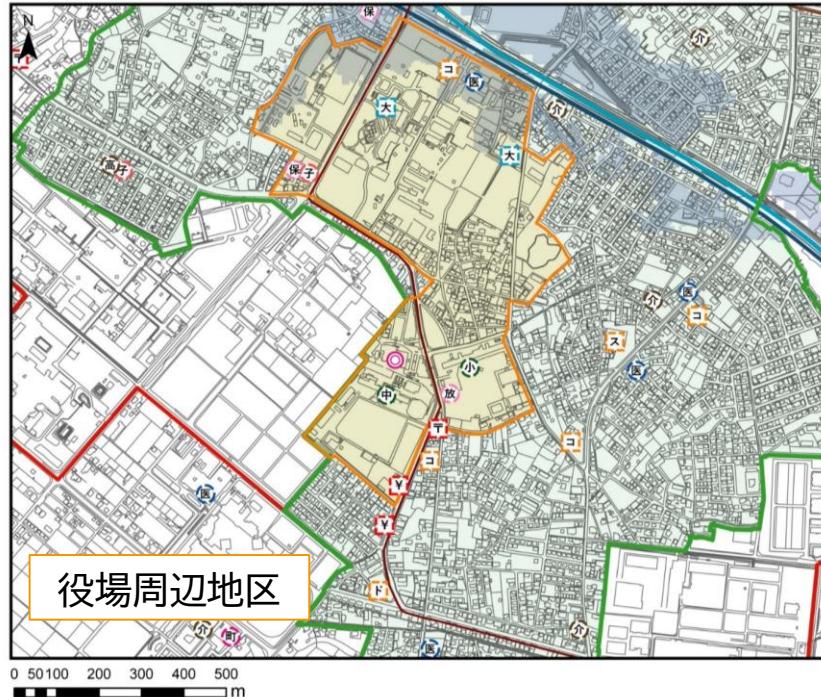


都市機能誘導区域は、

- 役場周辺地区
 - 国道125号バイパス沿道地区
 - 本郷地区
- の3つの地区（変更なし）とする。

【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

1. 都市機能誘導区域の設定



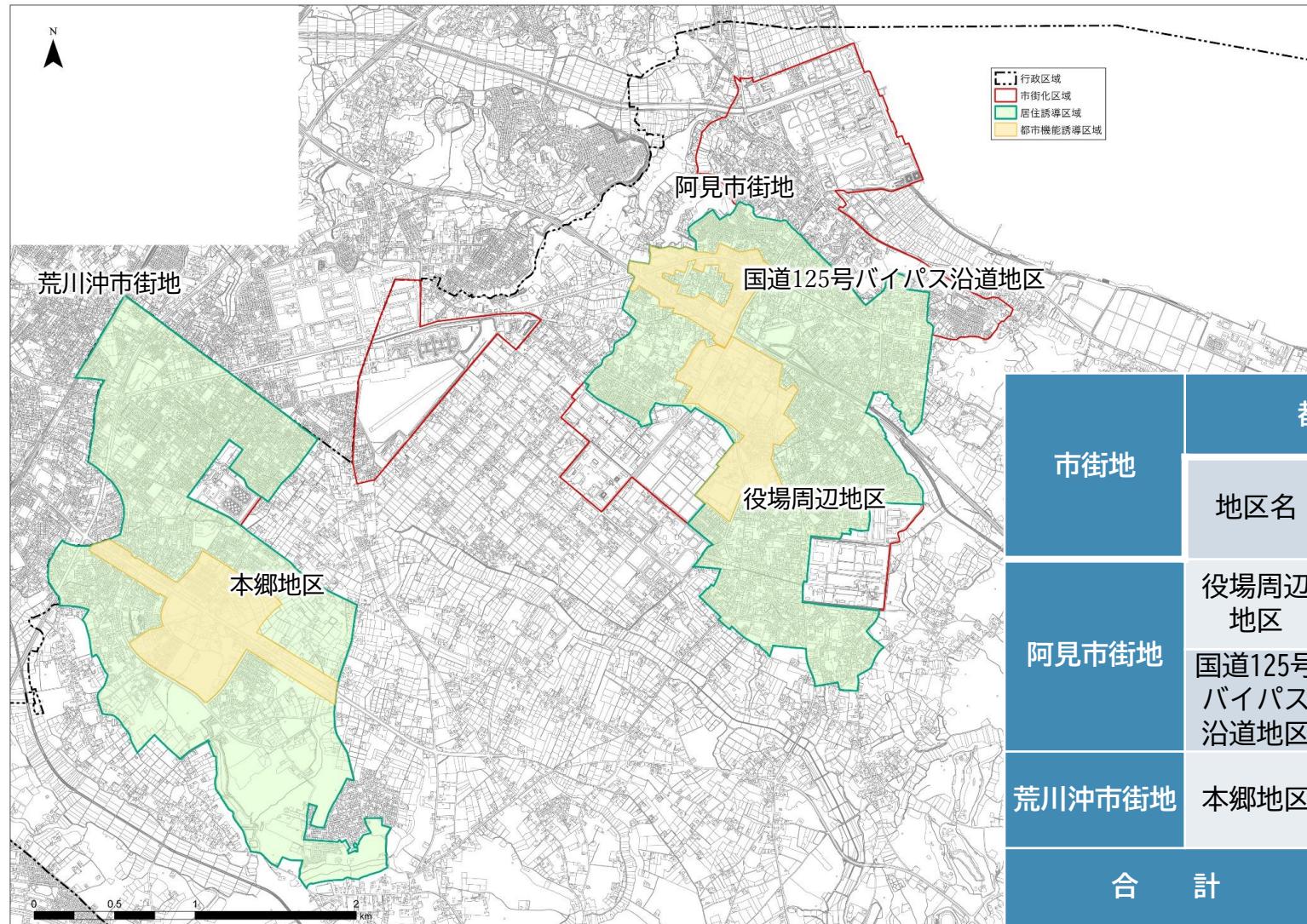
行政機能		商業機能	
○	府舎・出張所	スーパー・マーケット	
□	公民館・ふれあいセンター	コンビニエンスストア	
△	その他町の施設	ドラッグストア	
医療機能		金融機能	
◎	医療施設	郵便局	
□	高齢者福祉施設（通所介護）	金融機関	
△	高齢者福祉施設		
◎	地域包括支援センター		
福祉機能		教育・文化機能	
◎	保育施設	郵便局	
□	高齢者福祉施設（通所介護）	金融機関	
△	高齢者福祉施設		
◎	地域包括支援センター		
保育機能		教育・文化機能	
保	保育所・こども園等	小学校	
幼	幼稚園	中学校	
放	放課後児童クラブ	特別支援学校	
子	子育て支援・交流施設等	高等学校	
		大学・専門学校	

行政機能		商業機能	
○	府舎・出張所	スーパー・マーケット	
□	公民館・ふれあいセンター	コンビニエンスストア	
△	その他町の施設	ドラッグストア	
医療機能		金融機能	
◎	医療施設	郵便局	
□	高齢者福祉施設（通所介護）	金融機関	
△	高齢者福祉施設		
◎	地域包括支援センター		
福祉機能		教育・文化機能	
◎	保育施設	小学校	
□	高齢者福祉施設	中学校	
△	地域包括支援センター	特別支援学校	
保育機能		教育・文化機能	
保	保育所・こども園等	高等学校	
幼	幼稚園	大学・専門学校	
放	放課後児童クラブ		
子	子育て支援・交流施設等		

行政機能		商業機能	
○	府舎・出張所	スーパー・マーケット	
□	公民館・ふれあいセンター	コンビニエンスストア	
△	その他町の施設	ドラッグストア	
医療機能		金融機能	
◎	医療施設	郵便局	
□	高齢者福祉施設（通所介護）	金融機関	
△	高齢者福祉施設		
◎	地域包括支援センター		
教育・文化機能		教育・文化機能	
◎	小学校	小学校	
□	中学校	中学校	
△	特別支援学校	特別支援学校	
◎	高等学校	高等学校	
□	大学・専門学校	大学・専門学校	

【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

2. 居住誘導区域と都市機能誘導区域のまとめ



【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

3. 都市機能誘導区域への誘導施設

●医療機能

●福祉機能



●保育機能

変更

定義の追加

(児童クラブを対象にする)
共働き世帯など、放課後に保護者が家にいない小学校に就学している児童を対象に、遊びや生活の場を提供する施設を誘導すべき

定義の追加

(主な施設例の児童館と整合)
18歳未満の子どもが自由に利用でき、健全な遊び場を提供し、遊びを通して心身の発達を促す施設

施設の定義	本計画での誘導の考え方		拠点のタイプ別の機能	主な施設例
	行政・文教	生活支援		
<ul style="list-style-type: none">○児童福祉法第6条第3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施を目的とする施設○児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援事業の実施を目的とする施設○児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設○児童福祉法第40条に規定する児童遊園、児童館等の児童厚生施設○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第5項に規定する保育所等○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	<p>○市街化区域では、既存施設を中心に、居住誘導区域内への誘導を目指します。</p>			
	<ul style="list-style-type: none">・育児相談や保健の窓口となる施設・教育・保育を行う施設			<p>子育て支援センター 児童館・児童センター 児童クラブ 認定こども園・保育所</p>

【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

3. 都市機能誘導区域への誘導施設

●商業機能

変更

面積要件の削除

(1,000m²未満のドラッグストアも対象)

商業機能

施設の定義

- スーパー（大店立地法第3条に定める基準面積1,000m²以上）

- ドラッグストア（総務省の日本標準産業分類における、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の店舗）

- コンビニエンスストア（経済産業省の商業統計における、食料品を取り扱い、売場面積30m²以上 250m²未満で、営業時間が1日14時間以上のセルフサービス方式の販売店）

本計画での誘導の考え方

- 既存施設や用途地域等を考慮しながら、集約的な立地を目指します。

- 市街化区域では、既存施設を中心に、居住誘導区域内への誘導を目指します。

拠点のタイプ別の機能

行政・文教

生活支援

主な施設例

スーパー・マーケット

ドラッグストア
コンビニエンスストア

面積要件の変更

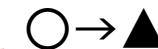
(昨今のコンビニエンスストアの売場面積の実状と整合)

【ポイント③】第VI章 誘導区域の設定

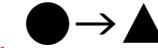
3. 都市機能誘導区域への誘導施設

誘導施設		地区名	役場周辺地区	国道125号 バイパス 沿道地区	本郷地区
医療機能	病院	●			
	診療所・クリニック	▲		●	●
福祉機能	地域包括支援センター	▲			
	通所型施設	▲	●	●	
保育機能	小規模多機能施設	▲	▲	▲	
	子育て支援センター	●			○
商業機能	児童館・児童センター	●	▲	▲	
	認定こども園・保育所	●	●	●	
商業機能	スーパーマーケット		●	●	
	ドラッグストア	▲	●	●	
	コンビニエンスストア	●	●	●	

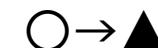
- 誘導を図る施設で、現在立地している施設
- 誘導を図る施設で、現在立地していない施設
- ▲ 誘導を図る施設で、近接して立地している施設
- は、誘導施設に設定しない項目



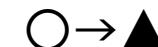
○→▲
(都市機能誘導区域の近傍にクリニックが開業)



●→▲
(策定当初の記載誤りを修正)



○→▲
(都市機能誘導区域の近傍に放課後児童クラブが立地)



○→▲
(児童クラブの定義づけにより変更)

第VII章 誘導に向けた施策

4. 誘導施策

- 計画の評価結果がおおむね順調に進行している
- 計画期間が20年間である

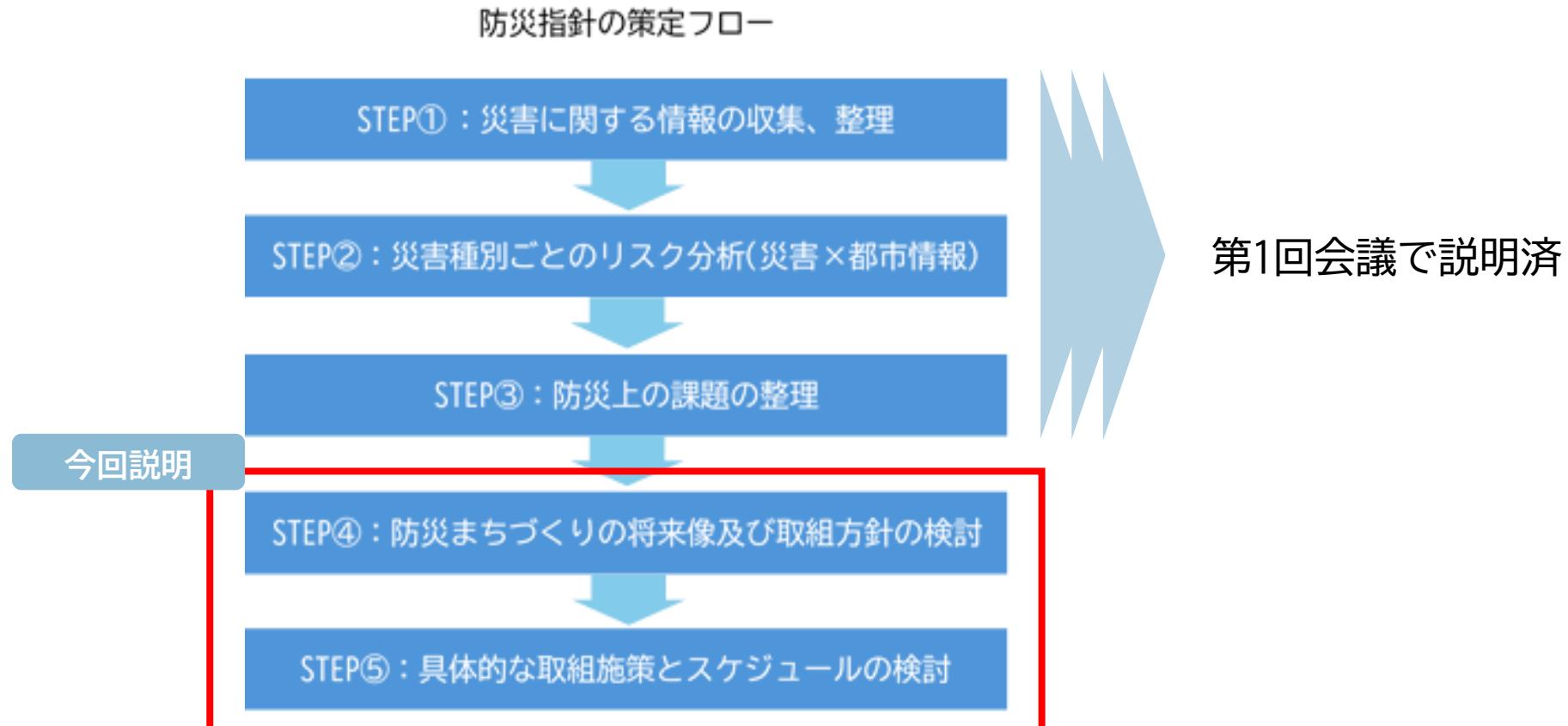


誘導施策の変更は行わない

区域	想定される施策
居住誘導区域	<input type="checkbox"/> 移住・定住施策との連携 (若年世代や子育て世代の移住促進を含む) <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の利用促進（空き家バンク） <input type="checkbox"/> SNS*などを活用した街の魅力や情報発信強化 <input type="checkbox"/> 都市基盤施設の計画的な更新・老朽化対策の充実 (都市計画税の充当) <input type="checkbox"/> 地区防災計画の策定支援及び防災リーダーの育成
阿見市街地	<input type="checkbox"/> 都市機能誘導区域 <input type="checkbox"/> 地域地区*の検討 <input type="checkbox"/> 公的不動産の活用（役場周辺地区） <input type="checkbox"/> 都市構造再編集中支援事業*による都市機能の誘導 <input type="checkbox"/> 民間事業者の進出支援 <input type="checkbox"/> コワーキングスペース*等、新しい働き方を支援する施設の誘導 <input type="checkbox"/> 公共交通ネットワークの充実（地域公共交通計画） <input type="checkbox"/> まちなかウォーカブル事業*の導入可能性の検討
居住誘導区域	<input type="checkbox"/> 町有地活用促進事業 <input type="checkbox"/> 移住・定住施策との連携 (若年世代や子育て世代の移住促進を含む) <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の利用促進（空き家バンク） <input type="checkbox"/> SNSなどを活用した街の魅力や情報発信強化 <input type="checkbox"/> 都市基盤施設の計画的な更新・老朽化対策の充実 (都市計画税の充当) <input type="checkbox"/> 荒川本郷地内の公園及び都市計画道路に関する整備プログラムの策定 <input type="checkbox"/> 地区防災計画の策定支援及び防災リーダーの育成
荒川沖市街地	<input type="checkbox"/> 都市機能誘導区域 <input type="checkbox"/> 都市構造再編集中支援事業による都市機能の誘導 <input type="checkbox"/> 民間事業者の進出支援 <input type="checkbox"/> コワーキングスペース等、新しい働き方を支援する施設の誘導 <input type="checkbox"/> 公共交通ネットワークの充実（地域公共交通計画） <input type="checkbox"/> まちなかウォーカブル事業の導入可能性の検討 <input type="checkbox"/> 荒川本郷地内の公園及び都市計画道路整備

【ポイント④】 第VII章 防災指針

防災指針の策定フロー



【ポイント④】第VIII章 防災指針

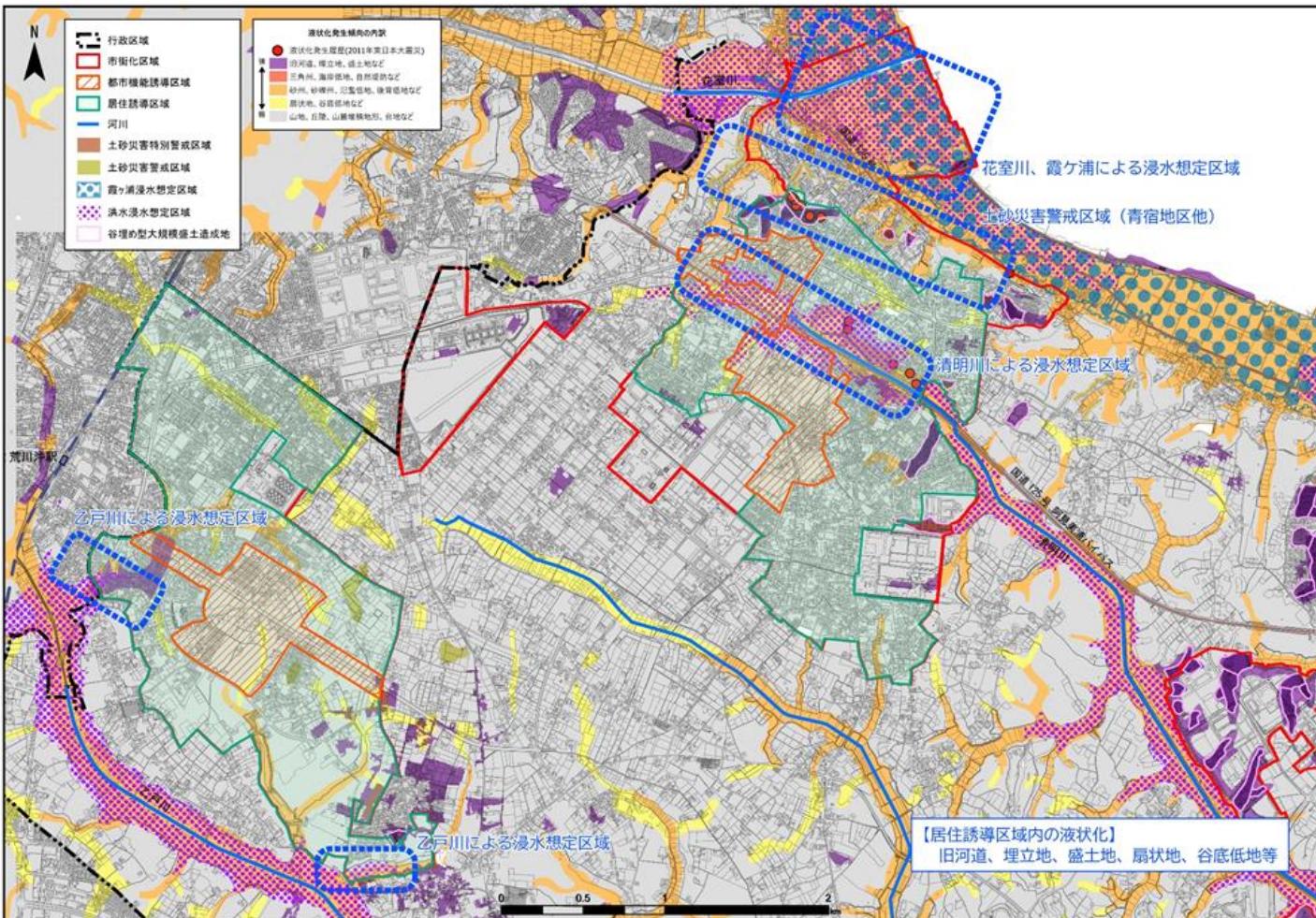
VIII-1 想定される災害

運用指針での考え方	対象とする災害	規模等	都市計画区域	居住誘導区域
居住誘導区域に含まないこととすべきである。	土砂災害特別警戒区域	—	該当有り	—
	津波災害特別警戒区域	—	—	—
	災害危険区域	—	—	—
	地すべり防止区域	—	—	—
	急傾斜地崩壊危険区域	—	—	—
居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである。	土砂災害警戒区域	—	該当有り	—
	水防法の浸水想定区域（洪水）	流域全体に24時間総雨量690mm	該当有り	該当有り
	水防法の浸水想定区域（内水）	—	未指定（今後、設定の必要性を検討のうえ対応）	—
	水防法の浸水想定区域（高潮）	—	—	—
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	—	—	—
	土砂災害防止対策の推進に関する法律による基礎調査	—	—	—
	津波浸水想定における浸水の区域	—	—	—
その他	大規模盛土造成地の滑落崩落	■谷埋め型大規模盛土造成地 谷地形を埋めた3,000m ³ 以上の造成 ■腹付け型大規模盛土造成地 斜面に腹付けされた原地盤の勾配が 20°以上かつ盛土高5m以上の造成地	該当有り	該当有り
	液状化	2時期の空中写真から把握した改変地	該当有り	該当有り

【ポイント④】第VIII章 防災指針

VIII-2 防災まちづくりの方針

1. 防災・減災の課題



◆課題-1 河川による災害

- 清明川、乙戸川の洪水浸水想定区域が居住誘導区域に重複
⇒既に市街地が形成されている区域のため、**居住誘導区域に含むこと**とし、洪水による被害を低減する対策やリスクコミュニケーションの強化を講じる必要がある。

◆課題-2 土砂災害による災害

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、当初の居住誘導区域の指定の際に除外
⇒リスクの周知を図る他、居住誘導区域内に位置する避難所においては、町内他地区からの避難者の受け入れなど検討する必要がある。

◆課題-3 大規模盛土造成地、液状化による災害

- 阿見市街地で大規模盛土造成地、両市街地で液状化リスクが確認されている。
⇒滑動崩落被害や液状化対策に関する理解を深めるとともに、住民とのリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。

【ポイント④】第VIII章 防災指針

2. 防災まちづくりの方針

(1) 防災まちづくりの方針

◆方針－1 河川洪水浸水に対する対策

- 浸水が想定される際の適切な避難誘導に向けた情報発信、避難場所の確保、家庭や事業所等における浸水被害への備え等のソフト施策の充実に取り組む。
- 浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設について、関係部署と連携しながら、避難計画の策定や要配慮者に対する個別避難計画の策定を推進するとともに、緊急輸送路の確保について関係機関と連携した対策を講じる。

◆方針－2 土砂災害に対する対策

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、居住誘導区域から除外することとしているが、居住誘導区域と隣接する箇所もあることから、ハザードマップにより区域内及び周辺住民への啓発とともに、災害時の避難誘導に関するソフト施策を講じる。

(2) 防災まちづくりの将来像

災害リスクが想定される区域を居住誘導区域から除外することを基に、災害リスクの低減に資する施策の推進に取り組むこととします。

◆方針－3 地震に対する対策

- 旧耐震基準の建物やブロック塀は、地震発生の倒壊のリスクが想定されることから、耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を推進する。
- 細街路の安全性を確保するため、ブロック塀の点検・改修を促進とともに、緊急輸送路となっている幹線道路についても沿道の建築物やブロック塀等の倒壊防止に努める。

◆方針－4 大規模盛土造成地及び液状化に対する対策

- 大規模盛土造成地マップや液状化マップの作成・公表等による啓発に取り組む。大規模盛土造成地の危険性についてより詳細な調査を検討する。

◆方針－5 防災意識を高めるための対策

- ハザードマップによる災害リスクの周知を図る
- 防災訓練への参加、マイタイムラインの作成、生活物資の備蓄など、地域や家庭における防災意識の醸成と防災対策の実践を推進する。

防災まちづくりの将来像

全ての町民が安全・安心を実感できるまちづくり

【ポイント④】 第VIII章 防災指針

(3) 防災まちづくりの施策

①ハード面での施策

短～中期（5年～10年）長期（20年）

項目	内 容	対応する方針					実施主体	取組時期の目標		対応する災害		
		方針1	方針2	方針3	方針4	方針5		短～中期	長期	地震	風水害	土砂災害
公共施設	◆公共施設等の耐震化・長寿命化 ・公共施設については、耐震調査や長寿命化計画に基づき計画的に耐震改修、長寿命化対策に取り組みます。	－	○	○	－	－	施設管理者	→		○	－	○
	◆輸送路の確保 ・災害時の緊急輸送路を確保するため、幹線道路沿道の建築物の耐震化、倒壊の恐れのあるブロック塀の点検・改修を促進します。	－	○	○	－	－	施設管理者	→		○	－	○
	◆避難環境の整備 ・適切な避難環境を確保するため、防災備蓄の確保、避難施設の環境整備（女性や高齢者への配慮等）、福祉避難所の確保を推進します。	○	○	○	－	－	阿見町	→		○	○	○
	◆浸水対策 ・浸水想定区域内の公共施設や要配慮者施設等については、止水版の設置、電気設備の適正配置などの浸水対策を検討するとともに、土嚢などの資材確保を行います。	○	－	－	－	－	施設管理者	→		－	○	－
	◆治水対策 ・河川管理者、流域市町村等と連携した総合的な治水対策に取り組みます。	○	－	－	－	－	河川管理者	→		－	○	－
民間施設	◆建築物等の耐震化の促進 ・旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化、ブロック塀の改修・撤去を促進します。	－	○	○	－	－	阿見町	→		○	－	○

【ポイント④】 第VIII章 防災指針

②ソフト面での施策

短～中期（5年～10年）長期（20年）

項目	内 容	対応する方針					実施主体	取組時期の目標		対応する災害		
		方針1	方針2	方針3	方針4	方針5		短～中期	長期	地震	風水害	土砂災害
災害 予防	◆防災・減災意識の啓発 ・町民に対し、日ごろからの災害への備えや危険箇所等について、ハザードマップの作成・配布、HPへの掲載等により、情報提供と防災・減災意識の啓発を行います。	－	－	－	－	○	阿見町	→		○	○	○
	◆家庭における災害対策の啓発 ・家庭でできる生活物資等の備蓄、マイタイムラインの作成等についての啓発を行います。	－	－	－	－	○	阿見町	→		○	○	○
	◆地域における防災力の強化 ・地域の防災力強化に向け、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。	－	－	－	－	○	阿見町	→		○	○	○
	◆防災教育・訓練の充実 ・学校や職場での防災教育の充実を推進するとともに、教育施設や福祉施設における避難訓練の支援を行います。	－	－	－	－	○	阿見町	→		○	○	○
	◆災害リスク等に関する啓発 ・浸水想定区域、土砂災害計画域、大規模盛造成地等について、不動産業者に対する情報提供を行います。	○	○	－	○	－	阿見町	→		○	○	○
減災 対策	◆B C P（事業継続計画）策定の促進 ・災害時の被害の最小化と早期復旧、企業活動の安定を図るため、企業におけるB C Pの策定を促進します。	○	○	○	－	－	阿見町	→		○	○	○
避難 対策	◆情報発信手段の充実・強化 ・災害情報や避難情報等についての情報発信手段の整備・強化を行います。	－	－	－	－	○	阿見町	→		○	○	○
地域 防災	◆リスクコミュニケーションの啓発 ・地域における共助機能の強化を図るため、地域での防災活動、安全・安心なまちづくりに向けた活動を支援します。	－	－	－	－	○	阿見町	→		○	○	○

【ポイント④】 第VIII章 防災指針

③関連施策との連携

国土強靭化計画との連携

強靭な地域づくりに向けた国土強靭化計画に位置づけられた施策との連携を図ります。

地域防災計画との連携

地域防災計画で示された災害予防、応急対策、復旧・復興計画等との連携を図ります。

福祉施策との連携

災害時の要配慮者の避難対策について、関連施策との連携を確保します。

第IX章 評価指標と管理手法の設定

1. 立地適正化計画の指標の追加

指標① 居住誘導区域内の人口密度

指標② 空き家バンクによる空き家の利活用

指標③ 都市的土地利用の誘導

指標④ 公共交通の利用促進

指標⑤ 誘導施設の充足度



変更なし

追加

指標⑥ 防災・減災の推進

居住誘導区域内における防災・減災の取り組みの充実度を把握するため、地区防災訓練数及び町内防災士数を把握します。



指標⑦ 居住誘導区域内の地価公示価格

集約化による地価の維持・向上による税収確保を把握するため、居住誘導区域内の地価公示価格を把握します。

評価指標	現状値 2025(R07)	中間値 2030(R12)	目標値 2040(R22)
地区防災訓練数	13件	17件	23件
町内防災士数	124人	150人	200人
評価指標	現状値 2025(R07)	中間値 2030(R12)	目標値 2040(R22)
阿見市街地	30,357円/m ²	30,357円/m ²	30,357円/m ²
荒川沖市街地	39,683円/m ²	40,675円/m ²	41,667円/m ²

パブリックコメント等の実施について

パブリックコメント

改訂版の案に対する町民意見の募集

●募集期間

令和7年12月中旬～令和8年1月中旬（1か月間）※詳細は調整中

●意見の提出ができる方

町内に在住、在勤、在学の方、またはこの案件の内容に利害関係のある方

●素案の閲覧

町都市計画課ホームページ、役場庁舎2階の情報公開コーナー、その他町公共施設（全13か所）

●意見の提出

各閲覧所に備え付けの「意見カード」に必要事項を記入し、郵送、FAX、Eメール、直接持参により提出

オープンハウス

職員が来場する町民に対し展示パネルにて説明または質問に回答

●日時

パブリックコメント募集期間に平日、休日の各1日で開催※詳細は調整中

●場所

役場又は町公共施設を予定※詳細は調整中